

富山県高等学校体育連盟表彰規定

(昭和 28. 12. 5 制 定)

(平成元年. 1. 24 一部改正)

(平成 8. 1. 24 一部改正)

(平成 14. 1. 23 一部改正)

(平成 23. 1. 25 一部改正)

(平成 24. 1. 24 一部改正)

〈目 的〉

第 1 条 この規定は富山県高等学校体育連盟の体育及びスポーツの発展、向上のため、特に功労のあった個人及び団体を顕彰し、もって富山県高等学校の体育及びスポーツの振興、向上を図ることを目的とする。

〈表彰の種類〉

第 2 条 表彰は、一般表彰、特別表彰、指導者表彰、功労者表彰とする。

〈一般表彰〉

第 3 条 一般表彰は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 在学中、学校体育の発展、向上に尽くし、その功績顕著で他の模範とするに足る者。
2. 各種大会で優秀な成績を収め、他の模範とするに足る者。
3. その他、本連盟の発展、向上に尽くした者。

〈特別表彰〉

第 4 条 特別表彰は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 全国大会で優秀な成績を収めた個人及び団体。(8位入賞以上)
2. 国際的スポーツ大会において優秀な成績を収めた個人及び団体。
3. その他、本連盟の発展、向上に尽くした個人及び団体。

〈指導者表彰〉

第 5 条 指導者は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 全国大会で優秀な成績を収めた個人及び団体の指導者。(3位入賞以上、但し国民体育大会は除く。)
2. その他、本連盟の発展、向上に尽くした指導者。

〈功労者表彰〉

第 6 条 功労者表彰は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 各種の役員等を永年務めた者。
2. その他、本連盟の発展、向上に尽くした者。

〈表彰の方法〉

第 7 条 表彰は、表彰状及び記念品を授与するものとする。

〈表彰の時期〉

第 8 条 表彰は、表彰委員会(別に定める)が定めた日にこれを行う。

〈推薦の手続き及び決定〉

第 9 条 表彰を受ける候補者の推薦は、各加盟高等学校長もしくは各専門部長から所定の様式により富山県高等学校体育連盟に提出するものとし、表彰の決定は表彰委員会が行う。

〈表彰の基準〉

第 10 条 一般表彰及び特別表彰の基準は、次の通りとする。

1. 一般表彰は、生徒数900名以上5名、700名以上4名、500名以上3名、500名未満2名を原則とし、卒業年度を対象とする。
2. 特別表彰については、当該年度とし、表彰委員会で選考する。

〈委 員〉

第 11 条 この規定に定める者の他、必要な事項は表彰委員会が別に定める。

付 則

この規定は、平成元年4月1日から施行する。

富山県高等学校体育連盟表彰委員会規定

(平成元年4月 一部改正)

第 1 条 富山県高等学校体育連盟表彰委員会（以下、委員会という。）は、本連盟の発展、向上に尽くした個人及び団体を選考することを目的とする。

第 2 条 委員会は、次の者を以って組織する。

委員長	1 名
副委員長	1 名
委員	若干名

第 3 条 委員長は、本連盟会長が行い、副委員長は委員長が委嘱する。

第 4 条 委員は、富山県高等学校体育連盟の会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事を以って構成する。

第 5 条 委員長は、会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

第 6 条 委員会は、会長がこれを招集する。

第 7 条 委員会は、役員総会に報告し、承認を得る。